

外国人材の資格取得や 運転免許取得を支援します！



補助上限 **20万円** (補助率1/2以内) ※1人あたり

受付期間 **令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)(必着)**

対象経費

- ① 技能検定の資格取得等に係る費用
- ② 技能講習の受講等に係る費用
- ③ 運転免許取得(書換含む)に係る費用 ※③のみの申請は不可

対象者

次の要件をすべて満たす者

- 建設業の許可を有すること
- 県内に主たる営業所を有すること
- 「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人材を雇用していること

補助要件

- ①雇用する外国人材が、日本語能力試験等でN3相当以上の能力を認定された者、または認定される見込みがある者
- ②今後も継続して外国人材を雇用する予定であること(5年間)
※外国人材の犯罪、死亡等によるやむを得ない場合を除き、当該外国人材を5年以内に解雇した場合は補助金の返還が必要になります

裏面もご確認ください

日本語能力について

○補助要件となる日本語能力については、下記の表のとおりです。

(下記試験以外であっても日本語能力試験におけるN3相当以上と認定される場合は、補助の対象となります)

試験名称	能力区分
日本語能力試験(JLPT)	N3以上(N1、N2でも可)
J. TEST 実用日本語検定	「D-Eレベル試験」500点以上 (「A-Cレベル試験」600点以上でも可)
日本語NAT-TEST	3Q以上(1Q、2Qでも可)
JPT日本語能力試験	430点以上

申請の流れ



1 事前申込書の提出

2 県から申込内容確認結果通知書の送付

3 中間確認
(申込時点で、日本語能力N3相当以上の能力を認定されていない者に限る)

4 補助金交付申請および実績報告

<その他>

- ・補助金の申請を行うには**事前申込書の提出**が必要です。
- ・申込みにあたっては、必ずホームページから**交付要領等**をご確認いただき、**事前に下記までご相談ください。**
- ・予算額上限に達し次第、受付を終了します。

<問合せ・申し込み先>

福井県土木部土木管理課 建設産業・人材支援室

TEL:0776-20-0470 mail:sokuryo1@pref.fukui.lg.jp

詳しくはこちら→

福井県 外国人材定着支援

検索

HPは
こちら

